

毎月勤労統計調査について

I 令和2年に係る変更点等

1 毎月勤労統計調査地方調査

厚生労働省が標本の部分入替え(令和2年1月実施)を行ったことにより、賃金と労働時間の前年同月比には、一定の断層が含まれるため、時系列比較を行う際には留意が必要です。

鳥取県では、令和2年1月調査で対象事業所(事業所規模5人以上)のうち約3割の入替が行われました。

2 毎月勤労統計調査特別調査

令和2年毎月勤労統計調査特別調査は、中止されました。

II 調査の概要

毎月勤労統計調査地方調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)〕に属する常用労働者5人以上の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の変動を把握する調査である。

調査対象事業所は、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定した約450事業所である。

III 用語の説明

1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

・現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

・きまって支給する給与(定期給与)

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与(超過労働給与)

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与(特別給与)

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的の事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金

②支給事由の発生が不定期なもの

③ 3 か月を超える期間で算定される手当等(6 か月分支払われる通勤手当等)

④ いわゆるベースアップの差額追給分

2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

・ 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・ 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

・ 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

・ 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1 時間でも就業すれば1 出勤日とする。

3 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

① 期間を定めずに雇われている者

② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者のことをいう。

・ 一般労働者：常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者

・ パートタイム労働者：常用労働者のうち、

1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者のことをいう。

IV 利用上の注意

・ この調査結果は、令和2年1月分から令和2年12月分までの毎月勤労統計調査地方調査における賃金、労働時間及び常用労働者数の年平均を取りまとめたものである。

・ 賃金と労働時間については、一人当たり月間値の年平均である。

・ 事業所規模5人以上の集計には、事業所規模30人以上の事業所も含まれており、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「不動産業、物品賃貸業」は調査対象事業所が少ないため非公表とするが、調査産業計には含まれる。

・ 前年比は、指数により算出しており実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

・ 毎月勤労統計調査地方調査の産業分類について

平成22年1月分から、平成19年11月改訂の日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。

「調査産業計」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」「複合サービス事業」については、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）（以下「旧産業分類」という。）に基づいて公表している平成21年以前の集計結果と接続させているが、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」については平成21年以前の旧産業分類に基づく集計結果と接続していない。

また、産業名で、「電気・ガス業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

「Eその他」の一括集計に含まれる産業は、「家具・装備品」「化学、石油・石炭」「ゴム製品」「窯業・土石製品」「非鉄金属製造業」「はん用機械器具」「生産用機械器具」「業務用機械器具」「その他の製造業」である。

「Mその他」の一括集計に含まれる産業は、「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」である。

「Pその他」の一括集計に含まれる産業は、「保健衛生」「社会保険・社会福祉・介護事業」である。

「Rその他」の一括集計に含まれる産業は、「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」「職業紹介・労働者派遣業」「政治・経済・文化団体」「宗教」「その他のサービス業」である。

・基準年の変更に伴う指数の改訂について

平成 29 年 1 月分公表時から、各指数の基準年を平成 22 年(2010 年)から平成 27 年(2015 年)に更新した。平成 28 年 12 月分までの指数については、平成 29 年 1 月分以降と比較できるように、平成 27 年平均が 100 となるものに遡及改訂している。なお、平成 28 年 12 月分までの増減率については遡及改訂していないため、改訂後の指数で計算したものと一致しないことがある。

なお将来、指数等は、基準年の変更（基準改定）に伴い改訂されることがある。

※基準年の変更に伴う指数の改訂とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく）。

・指数のギャップ修正について

調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成 30 年 1 月分で更新したことに伴い、平成 30 年 1 月分公表時に過去に遡って改訂した。